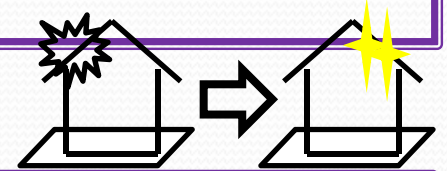


# 大分市空家等改修支援事業

## 【概要】

長期にわたって使用されていない空家等の利活用を促進するため、空家等を改修（改築又は増築を含む。）して「大分市住み替え情報バンク」に登録した場合や地域活性化に資する福祉・文化用途の施設等に転換した場合に、改修にかかった経費の一部を補助します。



## 【制度の内容】

○補助の対象となる空家等（以下の全てを満たしている空家等が対象となります。）

- ① 市内に存すること。
- ② おおむね1年以上居住者又は利用者がいないこと。
- ③ 居住の用に供する一戸建て（店舗又は事務所等の用途を兼ねるものを含む。）\*
- ④ 建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ⑤ 未登記のものでないこと。
- ⑥ 耐震性を有していると認められること。

\*転用促進事業にあつては、この要件は必要としません。

補助事業	事業の内容	補助対象者	補助率	上限
流通促進事業	補助対象空家等の改修を行い、大分市住み替え情報バンク*1へ登録する。	補助対象空家等の所有者等（個人）	1/4	25万円
転用促進事業	補助対象空家等の改修を行い、福祉・文化施設等の用途に転用する。*2	補助対象空家等の所有者等又は所有者等から改修について承認を得た者（個人又は法人）	1/2	100万円

\*1大分市ホームページ上で、市内の空き家・空き地の売却や賃貸を希望する所有者などから寄せられた物件を紹介し、空き家・空き地の利用を希望する人に情報を提供するシステムです。

\*210年以上当該用途として活用される見込みのあるものであって、市長が地域活性化に資すると認めるものに限る。

### ◆改修の例

- 外装工事………屋根・外壁等
- 内装工事………内壁、床(畳)、天井等
- 建具工事………戸、ふすま、障子、シャッター等
- 設備工事………電気設備、ガス設備、空調設備等
- 給排水工事………キッチン、洗面、トイレ、浴室等
- 外構工事………門、塀、車庫、カーポート、アプローチ等
- その他の作業…シロアリ駆除、家財撤去、庭木の剪定等

※その他の作業は、外装工事、内装工事、建具工事、設備工事、給排水工事、外構工事と同時に実施するものであって、市長が必要と認めるものに限る。

### ◆福祉・文化用途の例

#### 福祉用途…

子育て支援施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、地域住民の交流のための施設等

#### 文化用途…

アーティストの創作活動施設又は創作活動に係る共同生活を送るための施設

【注意】改修を完了させた後、遅くとも2月末日までに実績報告の提出が必要となります。

お問い合わせ先  
大分市 土木建築部 住宅課  
TEL:097-585-6012